

## 愛媛県緊急時モニタリング計画等 改定概要

## 1. 愛媛県緊急時モニタリング計画

記載の適正化等のみ

## 2. 愛媛県緊急時モニタリング実施要領

## ①国の原子力災害対策指針補足参考資料の改定を踏まえた変更

国の「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）[平成26年1月29日策定]」が改訂され、冷却告示で定められた発電用原子炉施設を対象とした緊急時モニタリング体制が示されたことから、通常運転中の伊方発電所3号機又は冷却告示を受けた伊方発電所1, 2号機のそれぞれに対して、緊急時モニタリングの対応を分けて記載するもの。

## 【それぞれの緊急時モニタリングの対応に係る比較表（相違点のみ）】

項目	伊方発電所3号機	伊方発電所1, 2号機
緊急時モニタリングの実施範囲	・伊方発電所から5km圏内をPAZ、伊方発電所から5～おおむね30km圏内をUPZとして対応	・伊方発電所から5km圏内をUPZとして対応
緊急時モニタリングの実施項目	・放射性ヨウ素の測定が必要	・使用済燃料が十分冷却されている又は当該施設外に搬出済みであることから、放射性ヨウ素の測定は不要

## ②飲料水の採取に係る代替地点の選定に係る記載の見直し

自然災害等との複合災害を想定し、道路遮断等により、浄水場等の浄水施設における採取が出来ない場合に備え、当該浄水施設の供給範囲である公的施設等を代替地点として事前に選定することとし、記載を追記するもの。

## ③原子力センターが使用不能になった場合の対応に係る記載の見直し

原子力センターの代替分析拠点である衛生環境研究所が松山市から東温市に移転されたこと、愛媛県環境放射線監視テレメータシステムをクラウド化したこと等を踏まえ、原子力センターが使用不能になった場合の対応に係る記載を見直すもの。

## 【原子力センターが使用不能となった場合の対応に係る比較表】

項目	見直し後	見直し前
警戒事態（愛媛県モニタリング本部）	・愛媛県庁に移転	・衛生環境研究所に移転
施設敷地緊急事態以降（緊急時モニタリングセンター）	・グループ長、総括連絡班、測定・採取班は、オフサイトセンターに移転、分析班については、衛生環境研究所に移転	・テレメータシステム維持管理担当は愛媛県庁に移転※ ※クラウド化により、いずれの拠点でも同システムを維持管理できることとなったため、移転不要

その他、国の記載の適正化等